

神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業
デバイス調達および導入業務委託
公募型プロポーザル仕様書

令和7年6月

神流町

内容

1	業務の概要	4
1.1	業務名 神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業 デバイス等調達業務	4
1.2	業務概要	4
(1)	神流町におけるデジタルデバイドの現状	4
(2)	目指す将来像	4
1.3	業務の範囲	5
(1)	スマートデバイス・アプリケーションの導入	5
(2)	スマートデバイス等の配布	5
(3)	本システムの運用・保守	5
(4)	職員向け研修会の実施	5
(5)	住民向け説明会の実施	5
1.4	契約期間・スケジュールなど	6
(1)	委託契約期間	6
(2)	委託契約の締結・業務の開始	6
(3)	想定業務スケジュール	6
1.5	履行場所	6
2	納品	7
2.1	成果物の納品	7
3	費用の考え方	7
(1)	初期費用	7
(2)	利用料	7
(3)	その他個別に適用する料金	7
(4)	本システムを利用する地方公共団体共通で対応すべき事項にかかる費用	8

4	業務要件.....	8
4.1	基本要件	8
4.2	機能要件	8
4.3	非機能要件	8
5	その他留意事項.....	9
5.1	機密保護	9
5.2	打ち合わせ、および連絡調整.....	9
5.3	再委託	9
5.4	契約不適合責任.....	9
5.5	追加提案	10
5.6	協議	10

1 業務の概要

1.1 業務名

神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業 デバイス等調達業務

1.2 業務概要

(1) 神流町におけるデジタルデバイドの現状

神流町(以下「本町」という。)は群馬県南部に位置する中山間地域であり、人口減少が著しく、都市部との行政サービス格差は広がる一方であり、デジタル技術の活用による格差の解消とまちの魅力向上が求められているところ、高齢化率はわが国の平均を大きく超える60%超であり、特に高齢者に対するデジタルデバイドの解消は急務である。

スマートフォンが普及していない神流町において、高齢者がスマートフォンやタブレットの操作を覚えることは難しく、タブレットやスマートフォンを導入した場合仕舞われて使われなくなっていく、ないし充電が切れていることが想定され、またフィッシング詐欺などのリスクもあるため、指先で操作するのではなく声で自分のやりたいこと、やってほしいことは伝えることができるスマートデバイス等の調達を実施することとし、令和 6 年度補正予算新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を受け、本調達を実施するものである。

民間のプロバイダーが参入していない当町は直営の CATV でインターネット環境を提供しているが、加入率は約4割で約 400 世帯がインターネット未加入である。そのため、スマートデバイス等に合わせて、Wi-Fi ルーターも併せて調達する。

(2) 目指す将来像

全町民に行き届くまで1週間を要していた地域の「回覧版」をデジタル化し、導入世帯がリアルタイムな情報を得ることができ、紙の行政文書や広報誌を廃止することで「完全ペーパーレス」社会を実現。希望する世帯に配布し町民と対話を進めながら全世帯が希望するサービスを目指し、計画期間内で先進的な地域として、スマートタウンとしてのトップランナーになる。

将来的にサービスの拡張性や地域としてのポテンシャルや住民満足度を上げ、高齢化が進みながらもデジタルデバイスが生活に溶け込み、住民と役場の距離を縮め、地域内も住民同士のコミュニケーションツールとして根付かせ、スマートデバイスと離れて暮らす家族のスマートフォンに接続することによる家族の見守りや地域の見守りの目を増やし、高齢者にとどまらず子育て世代もが安心して暮らせる環境をつくる。

第 3 次神流町総合計画内における「スマート自治体への変革、時代に即した情報発信」への対応として全世帯が希望するサービスにする。

1.3 業務の範囲

本業務は、上記の課題を解決するために、本町が国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1）の交付を受けて実施するもの。本業務の範囲は次のとおりとする。

（1）スマートデバイス・アプリケーションの導入

- スマートデバイス等（タッチパネル式の画面を有し、音声認識による操作を行う機能を有する据置型の端末（以下「スマートスピーカー」という。）及び、同端末をインターネットに接続するために必要となるモバイル Wi-Fi ルーターをいう。）を導入する。
導入台数は、本町の全世帯（851 世帯）のうち、配布を希望する世帯及び公共施設等とし、777 台を上限とする。モバイル Wi-Fi ルーターの導入台数は、370 台を上限とする。
- スマートデバイス等において動作するアプリケーションの構築
- スマートデバイス等に係るテストの実施及び当町職員によるテスト実施への支援

（2）スマートデバイス等の配布

- 先行配布（30 台）・全戸配布（※）の段階的配布支援
- 先行配布における住民起点での改善循環活動

（3）本システムの運用・保守

- スマートデバイス等の運用及び保守
- 神流町安心安全持続可能なスマートタウン構築事業に係る KPI 測定

（4）職員向け研修会の実施

- 交付金事業に係る職員向け研修会の実施

（5）住民向け説明会の実施

- スマートデバイス等の配布に係る住民向け説明会の実施
- 説明会参加者へのアンケートの実施

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

1.4 契約期間・スケジュールなど

(1) 委託契約期間

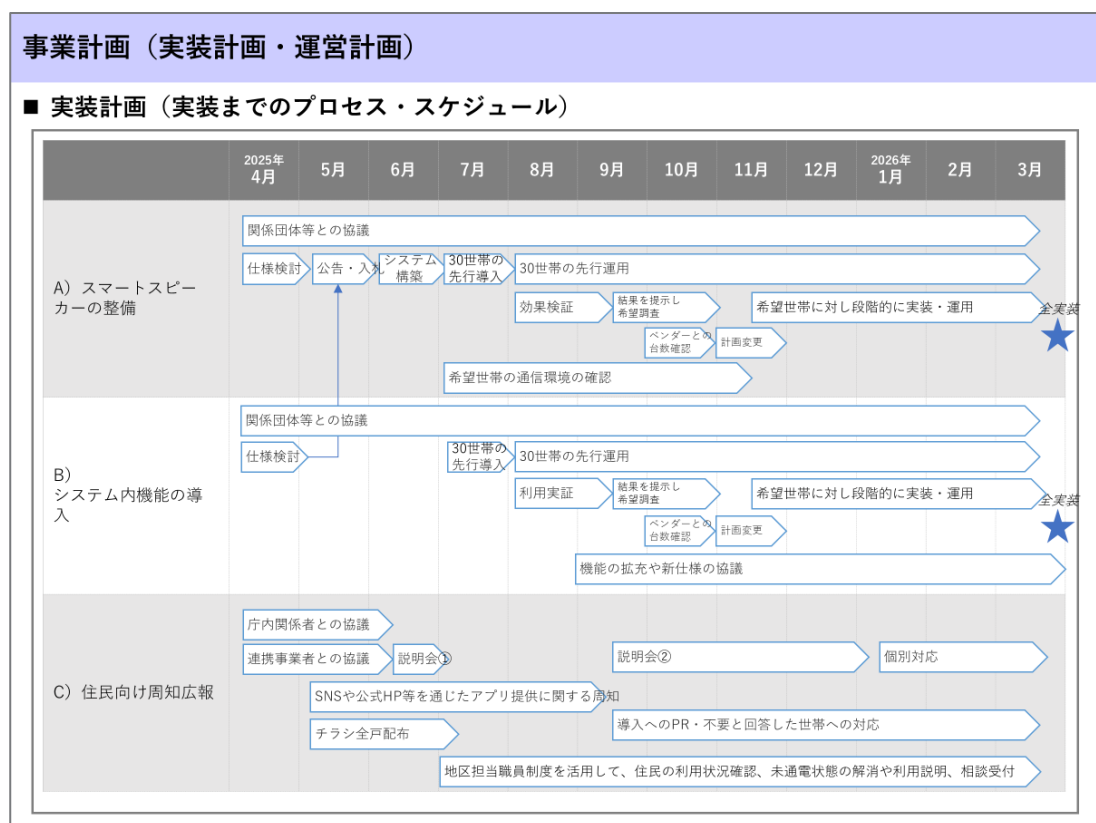
契約締結日から令和 10 年3月 31 日まで

(2) 委託契約の締結・業務の開始

令和7年 7 月 22 日(予定)

(3) 想定業務スケジュール

以下スケジュールは本町が新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)の交付金事業の実施計画書に記載したもの(抄)である。実際の業務遂行に際しては本町と協議の上、実施するものとするが、およそ以下スケジュールに則って進めるものとする。



1.5 履行場所

神流町役場本庁舎(群馬県多野郡神流町万場 90-6)ほか

なお、庁舎内において作業を行う場合は、場所の使用に係る一切の事項について町側の指示に従うとともに、業務従事者の品位の保持に努めること。

2 納品

2.1 成果物の納品

- (1) 成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに当町に提出し、確認を受けること。
- (2) 成果物は電子ファイルで納品することとし、PDF 形式および Microsoft Office 2010 (Word、Excel または PowerPoint)以降の OpenXML 形式とすること。
- (3) 成果物として次資料と必要に応じて補足資料を提出すること。
 - プロジェクト計画書及び作業工程表
 - システムセットアップ内容を記載した資料
 - テスト計画書及び報告書
 - 研修者マニュアル
 - 利用者(住民)向け操作マニュアル
 - 事業進捗報告書

3 費用の考え方

(1) 初期費用

スマートデバイス・アプリケーションの構築/設定及び、スマートデバイス等の調達・配布にあたり初期費用(構築費用)が必要な場合は提案書に明記すること。

(2) 利用料

本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。ただし、利用料金の支払いについては、本格稼働後(1.4(3)想定スケジュールにおける全実装以降)から開始するものとする。

(3) その他個別に適用する料金

本契約期間終了後、当町の希望により契約更新(延長)する場合について契約条件を提案書に明記

すること。

(4) 本システムを利用する地方公共団体共通で対応すべき事項にかかる費用

国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。

追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、当町と協議の上、承認を得ること。

4 業務要件

本業務は新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)の交付を受けて実施するもののため、当該交付金事業における本町の実施計画書に記載の内容が確り実装されることを目途としている。以下要件は当該事業の実現のために必要と思われるデジタルサービスの要件を整理したものであり、以下の各要件に関して、金額も含めてバランスの取れた企画を提案すること。

求める要件は次のとおりであるが、交付金事業の目途に倣い、これを超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。また、見積書にも可能な限り明細を記載すること。

なお、別紙1が本町の新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)の交付金事業実施計画書の概要である。必要に応じて、実施計画書詳細が確認したい場合は、質問期間に倣って照会すること。

4.1 基本要件

別紙2「機能要件等一覧」の「基本要件」にて提示する。

4.2 機能要件

別紙2「機能要件等一覧」の「機能要件」にて提示する。

4.3 非機能要件

- (1) 別紙3「非機能要件一覧」において、システム(サービス)に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案書に記載すること。
- (2) 受注者とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- (3) 運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受注者に対し改善策の報告

を求めることが出来る。

5 その他留意事項

5.1 機密保護

本委託業務に従事するすべての者は、「神流町情報セキュリティポリシー」を遵守すること。本町が個人情報・秘密と指定した事項、および業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

個人情報の取り扱いなどについては、「神流町個人情報保護条例」を遵守すること。

5.2 打ち合わせ、および連絡調整

仕様の確認などを行うため、本業務の履行期間内は概ね1カ月ごとに本町にて打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に2回以上行うこと。なお、打ち合わせの手段については、本町と協議の上、オンライン会議等の方法により、実施することも可とする。

5.3 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、および再委託業者を本町に書面で提示し、了承を得ること。また、受託業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

5.4 契約不適合責任

- (1) 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完、またはこれに代えて、もしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。
- (2) 前(1)の場合において、引渡しを受けた日から1年以内で、その間に本町が不適合を知った時から1年以内に、その旨を受託者に通知したときは、同項の請求をすることができる。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (3) 前(1)の場合において、本町が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本町は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 履行の追完が不能であるとき。

- 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- この契約の目的物の性質、または当事者の意思表示により、特定の日時、または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 上記のほか、本町がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5.5 追加提案

本業務の仕様は、現在本町が最低限必要と考えているものである。受託業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

5.6 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は本町と協議を行うこと。

神流町役場 総務課 企画財政係 担当者名:関

〒370-1592 群馬県多野郡神流町万場 90-6

TEL:0274-57-2111(内線 117)

FAX:0274-57-2715

E-mail:kikaku@town.kanna.gunma.jp